

# 新型コロナウイルス感染症に関する

## 新たな水際対策措置

2021年12月24日

1 12月27日午前0時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、検疫所の宿泊施設での待機期間を変更することとします。

カナダ全土、ケニア、タンザニア、ナイジェリア、マルタ

※既に3日間待機指定されているカナダ（アルバータ州、オンタリオ州、ニューブランズウィック州、ノバスコシア州、ブリティッシュ・コロンビア州）については変更ありません。

2 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

別紙1「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和3年12月24日時点）」

（[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1224\\_list.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1224_list.pdf)）

別紙2「水際対策強化に係る新たな措置（17）」

（[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1223\\_17.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1223_17.pdf)）

別紙3「水際対策強化に係る新たな措置（20）」

（ [https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1224\\_20.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1224_20.pdf) ）

別紙4「水際対策強化に係る新たな措置（21）」

（ [https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1223\\_21.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1223_21.pdf) ）

別紙5「水際対策強化に係る新たな措置（22）」

（ [https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1223\\_22.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1223_22.pdf) ）

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページを御確認ください。（ <https://www.anzen.mofa.go.jp/> ）

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（ [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html) ）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）